

宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託

要求水準書
(管路施設編)

令和8年5月

大分市上下水道局

この要求水準書は、「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託」の対象業務のうち、「管路施設維持管理業務」に適用する。

目次

第1章	総則.....	1
1. 1	業務の目的.....	1
1. 2	業務概要.....	1
1. 3	業務期間.....	1
1. 4	用語の定義.....	1
1. 5	公益確保の義務.....	1
1. 6	法令等の遵守.....	2
1. 7	不誠実な行為等の禁止.....	2
1. 8	協力義務.....	2
1. 9	提出書類.....	2
1. 10	業務実施体制.....	2
1. 11	再委託先の届出.....	3
1. 12	証明書の交付.....	3
1. 13	官公署等への手続き.....	3
1. 14	工程管理.....	3
1. 15	打合せ協議及び記録.....	3
1. 16	費用の負担.....	4
1. 17	住民等との協調.....	4
1. 18	秘密の保持等.....	4
1. 19	損害賠償及び補償.....	4
1. 20	資機材の準備.....	4
1. 21	貸与資料及び貸与品.....	4
1. 22	参考図書.....	5
第2章	安全管理.....	6
2. 1	一般事項.....	6
2. 2	安全教育.....	6
2. 3	労働災害防止.....	6
2. 4	公衆災害防止.....	7
2. 5	局地的な大雨等による安全管理.....	7
2. 6	道路使用許可.....	8
2. 7	警察等関係機関との協議.....	8

2. 8	交通誘導警備員.....	8
2. 9	地下埋設物件の事故防止.....	9
2. 10	保険.....	9
2. 11	その他.....	9
第3章	要求水準.....	10
3. 1	一般事項.....	10
3. 2	業務計画書.....	10
3. 3	履行報告（モニタリング）.....	11
3. 4	リスク分担.....	11
第4章	点検・調査業務.....	12
4. 1	業務内容.....	12
第5章	緊急対応業務.....	14
5. 1	業務内容.....	14
5. 2	官民等対応.....	14
5. 3	調査清掃等対応.....	15
第6章	その他.....	17
6. 1	著しく賃金又は物価が変動した場合.....	17
6. 2	業務の引継ぎ.....	18
6. 3	廃棄物管理.....	18
6. 4	その他.....	19
【別紙1】	業務概要.....	20
【別紙2】	遵守法令等.....	21
【別紙3】	参考図書.....	22
【別図1】	位置図.....	24

第1章 総則

1.1 業務の目的

管路施設維持管理業務（以下、本要求水準書において「本業務」という。）は、委託者が所管する下水道管路施設の維持管理業務について、受託者のノウハウ及び創意工夫等を生かし、効率的な維持管理を行うことを目的とする。また、本業務は、管路施設の維持管理および更新に関する意思決定を支援することを目的とするものである。なお、施工の実施または成果若しくは性能の達成を保証するものではない。

1.2 業務概要

(1) 本要求水準書は、「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託」のうち、「管路施設維持管理業務」に適用する。受託者は、本要求水準書に従い、誠実かつ安全に業務を履行すること。

(2) 本業務の本件施設は、大分市公共下水道事業植田処理区内の分流式汚水及び分流式雨水の管路施設とし、管きょ、マンホール、取付け管、公共ます及びこれらに付帯する施設を対象とする。ただし、点検・調査業務については、大分市下水道ストックマネジメント計画に準じて実施するため、全処理区を対象場所とする。

(3) 本要求水準書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

1.3 業務期間

本業務における期限の定めについては次のとおりとする。

- (1) 業務準備期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (2) 委託期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年間）
- (3) 業務引継期間 委託者が実施する次期業務の受託者との令和19年3月31日まで

1.4 用語の定義

本要求水準書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、その他の用語については、委託者と受託者が協議により定めるものとする。

(1) 「本件施設」とは、本要求水準書において定められた本業務の対象施設、及び、本業務に係る契約を締結した後、委託者と受託者との協議により本業務の対象として追加された施設をいう。

(2) 「本件各業務」とは、本要求水準書で示されている業務の区分である点検・調査業務及び緊急対応業務に関するそれぞれの業務又は作業等をいう。

1.5 公益確保の義務

受託者は、本業務の履行に当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1. 6 法令等の遵守

受託者は、本業務を実施するに当たり【別紙2】（遵守法令等）に掲げる法令のほか、法律及びこれに関連する法令、条例、規則その他関連法規等を遵守しなければならない。

1. 7 不誠実な行為等の禁止

(1) 受託者は、礼節を守り、秩序正しい言動及び身だしなみに注意するとともに、応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて、迅速に対応しなければならない。

(2) 受託者に違反又は委託者の指示に従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受託者は委託者からの改善措置請求に基づき、是正計画を提出し、委託者の確認を受けた是正計画に従い本業務を実施しなければならない。

1. 8 協力義務

(1) 受託者は、関連業務又は隣接業務の受託者及び関連工事の請負者と相互に協力し、本業務を実施しなければならない。また、他の受託者等が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力しなければならない。

(2) 受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査、試験、監視又は立入検査等に対して、委託者の指示によりこれに協力しなければならない。

1. 9 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約書に定めるもののほか、本要求水準書に定めるところにより、履行に係る業務書類等を提出しなければならない。

(2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1. 10 業務実施体制

(1) 受託者は、業務責任者を配置し業務実施の体制を整え、委託者に周知すること。業務責任者は、本業務の履行に関する責任者として、本件各業務の管理及び統括を行うものとする。また、本業務に関する契約書、その他の関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(2) 業務責任者は、下水道管路施設の維持管理に関する技術及び経験を有する者とし、当該業務に配置できる次の各号に掲げる条件を全て満たす技術者として、速やかに業務責任者を委託者に通知し、「業務責任者選任通知書」を提出すること。

① 常勤の自社（共同企業体の場合は本業務を担当する構成員）の社員であり、かつ、本件参加申込日以前に3か月以上の雇用関係を有する者。

② 日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（調査部門）の資格を有する者

③ 下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を有する者

(3) 受託者は、管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。

(4) 受託者は、関係法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置させなければならない。

(5) 受託者は、緊急対応業務においては、委託者からの要請があった場合、概ね1時間以内に現場に到着でき、現場の状況確認及び迅速な対応が可能な体制を整えること。

1. 1 1 再委託先の届出

(1) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なければならない。

(2) 本業務の実施に当たって、著しく不相当であると認められる再委託業者について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

1. 1 2 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付については、受託者の申請により、委託者の承諾を得ること。

1. 1 3 官公署等への手続き

(1) 受託者は、本業務の実施中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

(2) 受託者は、本業務の実施に当たり、受託者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を、受託者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に委託者に報告しなければならない。委託者が行うべき届出等について、受託者は書類作成及び手続き等に協力すること。

(3) 受託者は、関係官公署等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく委託者に報告すること。

1. 1 4 工程管理

(1) 受託者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行うこと。

(2) 本業務の計画と実績に差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図ること。また、業務計画書を変更し提出すること。

(3) 受託者は、毎月、月間業務実施報告書により業務の進捗状況等を委託者に報告すること。

(4) 受託者は、日程の都合上、祝日、休日に作業を行う必要がある場合は、予め作業内容や作業時間について、委託者の承諾を得ること。

1. 1 5 打合せ協議及び記録

(1) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せ協議を行うものとし、その内容については、その都度、打合せ記録簿を作成し、委託者へ提出し、その確認を受けること。

(2) 業務の履行に関し、委託者と受託者との間の日常的な報告又は打合せ協議が必要と

なる場合は、原則として業務責任者を通じて行うこと。なお、委託者と業務責任者との間で報告又は打合せ協議を行う場合においては、委託者の理解を援助する者の同席を認める。

1. 16 費用の負担

受託者が行う業務の履行に係る検査等に伴う必要な費用は、本要求水準書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

1. 17 住民等との協調

(1) 受託者は作業着手の1週間前までに作業場所周辺の住民等に対し、作業内容及び作業中の交通規制等の予定を周知すること。必要に応じて夜間作業を実施する場合は、作業員の不必要な大声の禁止、建設機械の騒音の低減等に努めなければならない。

(2) 必要に応じて住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めること。

(3) 受託者は住民等からの苦情、要望又は住民等との交渉があった時は、遅滞なく委託者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに委託者に報告すること。

(4) 受託者は、いかなる理由があっても住民等から報酬又は手数料等（宅地内排水設備の点検又は清掃等を行い、一方的に代金を請求する行為を含む。）を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の違反行為の内容について、十分監督指導すること。

(5) 使用人等が前号の違反行為又はこれに類する行為を行った時は、受託者がその責任を負うこと。

1. 18 秘密の保持等

(1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 本業務の実施により得られた資料及び成果の所有は、委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾なくこれらを公表してはならない。

1. 19 損害賠償及び補償

(1) 受託者は、下水道管路施設等に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状回復しなければならない。この場合において、原状回復に要する費用は受託者の負担とする。

(2) 受託者は、本業務の実施に当たり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者が当該第三者に対してその損害を賠償しなければならない。

1. 20 資機材の準備

本業務の履行に必要な資機材は、受託者の責任と負担において準備すること。

1. 21 貸与資料及び貸与品

(1) 本業務の実施において必要となる貸与資料及び貸与品については、希望を受けてそ

の都度、受託者に貸与する。

(2) 受託者は、前号の貸与を受けようとするときは、事前に委託者の承諾を得ること。ただし、貸与できる期間又は条件については、その都度協議により決定する。

(3) 受託者は、本業務の履行期間が満了した場合又は契約が解除された場合若しくはその他委託者が必要と認める場合には、直ちに貸与資料及び貸与品を委託者に返還すること。また、業務期間中に無断で貸与資料を本業務の実施以外の目的で使用等してはならない。

(4) 受託者は、故意又は過失により、貸与資料及び貸与品が滅失若しくは毀損し、その返還が不可能となったときは、委託者の指定する期間内に代品を納めるか、あるいは原状に復して返還し、損害を賠償すること。

1. 2 2 参考図書

(1) 本業務の履行において参考とする図書は「【別紙3】参考図書」に記載された最新版図書とする。

(2) 前号の図書以外に準拠する場合は、あらかじめ委託者の承諾を受けること。

第2章 安全管理

2.1 一般事項

(1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(2) 本業務上の作業に当たっては、気象情報及び天気予報に十分注意を払い、局地的大雨等に関する降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とすること。また、豪雨出水、地震等の災害が発生した場合は、直ちに対応できるような対策及び体制を講じること。（局地的な大雨に対する下水道管きょ内工事等安全対策の手引き参照）

(3) 事故防止を図るための安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

(4) 受託者が委託者の指示に反して作業を継続した場合、又は、委託者が危険と判断した場合、作業の一時中止を命ずることがある。

(5) 本業務は、第二種酸素欠乏危険作業となる場合もあるため、酸素欠乏症等防止規則に基づき作業を行うこと。

2.2 安全教育

(1) 受託者は、本業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

(2) 受託者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

2.3 労働災害防止

(1) 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、作業に従事する者の安全を図ること。

(2) マンホール内又は管きょ内など（以下「孔内」という。）に出入りし又はこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気及び有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じること。なお、酸素及び硫化水素等の測定結果は、記録、保存し、委託者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

(3) 孔内作業を行う場合には、「下水道維持管理指針 総論編マネジメント編-2014年版」（平成26年9月（公社）日本下水道協会）等に基づき、硫化水素中毒対策として、現地の状況を把握するとともに適切な防止措置を取ること。

(4) 孔内作業中、酸素欠乏空気及び有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、委託者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

(5) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、交通誘導警備員を配置すること。

(6) 孔内に立ち入って作業を行う場合は必ず空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクを常備すること。

2. 4 公衆災害防止

(1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、交通及び流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

(2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

(3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導並びに整理を行うこと。

(4) 道路上において作業を行う場合に使用する看板については、大分県ホームページ内 (<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/109761.pdf>) を参照すること。

(5) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

(6) 前号の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、その協議結果を委託者に報告すること。

(7) 孔内の作業に当っては、管渠、マンホール及び水路等を損傷しないようにすること。また、作業実施中は、マンホール蓋等をみだりに開閉しないこととし、一般交通及び歩行者に危険を及ぼさないようにするものとする。

2. 5 局地的な大雨等による安全管理

(1) 局地的な大雨等による急激な雨水流入により、孔内において、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、孔内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、業者は孔内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。

(2) 受託者は、本業務上の作業を行う日には、作業の開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、作業箇所の水位及び流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底すること。また、安全器具の設置等も周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真及び書類等により記録すること。

(3) 受託者は、作業の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた作業の中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定し、雨天時の対応等の安全管理対策を十分検討した内容を計画書に明記し、委託者に報告すること。

① 作業開始前

(ア) 作業箇所又は上流域等に、洪水若しくは大雨の注意報又は警報が発令された場合、作業は行わない。

(イ) 作業箇所又は上流域等に、降雨若しくは雷が発生している場合、作業は行わない。

(ウ) 作業開始前に作業箇所の管路内の水位及び流速を計測した結果、異常が認められた場合、作業は行わない。

(エ) 孔内作業員に対しては、集中豪雨発生時の退避行動及び情報伝達体制等の事前確

認を徹底する。

② 作業開始後

(ア) 作業箇所又は上流域等に、洪水若しくは大雨の注意報又は警報が発令された場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。

(イ) 作業箇所又は上流域等に、降雨若しくは雷が発生した場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。

(ウ) 孔内の状況に異常があると作業員等が判断した場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。

(エ) 作業中は、作業中止判断に活用するため、雨量データ等のリアルタイム情報を取得する。

2. 6 道路使用許可

本業務の実施に当たり道路上において作業を行う場合、あらかじめ、当該道路を管轄する警察署の道路使用許可を取得するとともに、道路使用許可の条件を遵守すること。作業中は、常時、当該許可書を携行すること。

2. 7 警察等関係機関との協議

(1) 警察等関係機関との協議においては、委託者と事前に協議を行うとともに、関係機関に対して安全対策について十分説明し、作業時間等について条件を付されることが無いように努めること。

(2) やむを得ない事情により条件を付された場合は、速やかに委託者と協議すること。

2. 8 交通誘導警備員

(1) 本業務における交通誘導員の配置については、作業時2名/日を基準とする。警察等関係機関等との協議の結果又は条件変更等に伴い変更する必要がある場合は、別途協議すること。なお、契約変更の対象とする。

(2) 本業務で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員または、交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等を配置すること。但し、大分県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務として定めた路線区間において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導警備員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1名以上は一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を配置すること。

資格	資格要件
交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員 (交通誘導警備員A)	・改正警備業法による検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等 (交通誘導警備員B)	・警備業法における指定講習を受講したもの ・警備業等における基本的教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を現に受けている者で交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの。

(参考)

平成27年4月1日現在で大分県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務として定めた路線区間

(大分市内)

路線名	区間	
一般国道	10号	大分市内全域
	57号	大分市内全域
	197号	大分市内全域
	210号	大分市内全域
	217号	大分市内全域
	442号	大分市（大分市大字市407番地先から大分市大字木上394番地先まで及び大分市大字木上394番地先から大分市大字廻栖野122番地先までを除く。）
県道	大在大分港線	大分市内全域
	鶴崎大南線	大分市内全域
	大分挾間線	大分市（大分市大字賀来1326番地先から由布市挾間町下市419番地の3先までを除く。）

2. 9 地下埋設物件の事故防止

(1) 地下埋設物件は、管理者と現地立会の上、当該物件の位置及び深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。

(2) 受託者の責により地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに委託者に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受託者の負担によりこれを補修すること。

2. 10 保険

本業務の遂行に伴い生じ得る事故及び損害に備え、受託者は委託期間中、受託者の費用により、損害賠償責任保険、労働者災害保険、その他業務の履行に必要な補償内容及び補償金額を有する保険に加入しなければならない。

2. 11 その他

(1) 受託者は、作業に当たって、下水道管路施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火等を使用しないこと。

(2) 万一、事故が発生したときは、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに委託者及び関係官公署に緊急連絡するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

(3) 受託者は、前号の緊急連絡後、直ちに事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により委託者に提出すること。

(4) 道路管理者及び各占用物管理者と連携を行いながら、業務を実施すること。

第3章 要求水準

本業務の要求水準は、受託者が行う本件各業務のサービス水準を示すものである。

本章に示す内容は、本件各業務を実施するに当たり特記すべき留意点を整理したものであり、受託者はこれを遵守すること。本件各業務の詳細については、次章以降及び別紙によるものとする。

3. 1 一般事項

(1) 本件各業務の要求水準は、点検・調査業務については第4章に、緊急対応業務については第5章にそれぞれ規定する内容を実施するものとする。

(2) 作業に当たり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄及び清掃すること。

(3) 作業箇所において、下水道管路施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告すること。

(4) 受託者が委託者の指示に反して作業を続行した場合及び委託者が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

3. 2 業務計画書

(1) 受託者は、本件各業務を実施するに当たって、業務開始の1ヶ月前までに業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(2) 業務計画書は、以下の表に示す項目を盛り込むことを原則とし、本件各業務に適した内容をそれぞれ記載すること。

項目	内容
調査概要及び調査計画	要求水準書等に定める業務内容について、本業務の調査概要及び調査内容を方法や手順を踏まえて記載する。
計画工程表	各業務について、実施数量、業務実施対象範囲及び検査日等を委託者と調整のうえ、予定工程を作成し、年度ごとに提出する。
現場組織表	本業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む。）をその目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載する。
安全管理	事故、災害等を未然に防止し、安全に本業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載する。
使用機械・器具・資材の種類、名称及び性能	本業務で使用する機械・器具・資材について、実施する工種や種別の特性と特徴を考慮した上、適正な選定基準に基づいて選定し、具体的な種類、名称及び性能を記載する。
交通管理	作業現場における周辺の交通に与える影響を最小限に抑えるための対策等を記載する。
環境対策	作業現場の生活環境の保全と円滑な作業を図るための対策等を記載する。
その他	業務実施に当たり必要な事項を記載する。

(3) 業務計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに業務計画書の変更版を委託者に通知し、その内容について委託者の承諾を得ること。

3. 3 履行報告（モニタリング）

(1) 受託者は業務の履行にあたり、毎月、月間業務実施報告書を作成し、当該月の月間業務実施報告書を翌月の第5開所日までに、委託者に提出するものとする。受託者は履行状況が要求水準を充足しているかの確認を毎月行い、進捗の遅れを確認したとき、及び、問題又は課題若しくは懸念事項を確認したときは、速やかに委託者に報告を行うとともに、対応策を計画し、必要な措置等を講じること。

(2) 書面及び会議体の方法により、実施する。なお、委託者が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

(3) 委託者が別途委託する第三者機関によるモニタリング支援が実施された場合、受託者は第三者機関の指示に従い、真摯に対応すること。

3. 4 リスク分担

受託者は、要求水準書（処理場編）第11章3. 受託者責任関連（1）リスク分担表に準じて、本業務の範囲における維持管理上の責任を負うこと。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、別途協議の上、委託者が責任を負うものとする。

第4章 点検・調査業務

点検・調査業務は、本件施設の機能保全、事故等の防止、延命化、サービス向上、効率性の確保等を目的に実施するものである。

当該業務の要求水準は以下のとおりとする。

4. 1 業務内容

(1) 「大分市下水道ストックマネジメント計画」で策定された「点検・調査計画」に則った視覚調査（テレビカメラ調査、マンホール目視調査等）を行うこと。下水道管内の異常の有無を調査し、委託者に報告すること。調査方法、調査項目及び判定基準は、「下水道維持管理指針 実務編-2014年版」（日本下水道協会）に基づき実施すること。また、点検・調査業務については、「大分市下水道ストックマネジメント計画」に準じて実施するため、全処理区を対象場所とする。

(2) 点検・調査業務の実施数量は、別紙1の(2)を基本とするが、年度毎の対象範囲、実施時期等は、「大分市下水道ストックマネジメント計画」を踏まえて、委託者と受託者との協議により決定するものとする。なお、実施数量に変更が生じる場合は、契約変更の対象とする。

(3) 作業時間帯は、原則として開庁日の8:30～17:15とする。また、管轄警察署及び他機関と協議により作業時間に変更が生じる場合は、委託者と協議すること。公道上で作業する場合の作業時間は、道路使用許可条件を遵守すること。

(4) 受託者は、関係官公署等に業務上必要な道路使用・交通制限等の届出、または許可申請を行い、その許可を受けること。

(5) 点検・調査業務に使用する資機材は、受託者が調達し、常に点検し完全な整備をしておくこと。

(6) 業務の実施に当たっては、施設情報の完全性を確保するため、下水道台帳との整合を確認すること。また、施設の機能障害及び事故等が直ちに発生する恐れが予測される場合は、速やかに委託者に報告すること。

(7) 受託者は、次の各号に従って作業を記録し、年度毎に点検及び調査結果を整理し、委託者の意思決定に資する資料として、成果品を作成して委託者に提出し、委託者の完了検査を受けなければならない。

① 点検・調査業務で実施する確認項目、判定基準及び記録表は事前に委託者の承諾を得ること。

② 調査結果をDVD等に収録する場合は、解像度が下がらないようにすること。なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。

③ 提出する成果品は、図書と電子データを納品する。電子データについては、報告書の他に、調査した結果（1スパンごと）を委託者が指定する形式に保存すること。

ア 調査報告書 A-4サイズ（表紙・背表紙文字入り製本） 1部

イ 調査箇所全体図 A-3サイズ（調査路線図、不良箇所位置図） 1部

ウ 不良箇所写真帳 A-4サイズ 1部

エ 電子媒体（CD-R、CD-RWあるいはDVD-R、DVD-RW） 2部

オ その他委託者が必要と認めるもの

※電子納品に対応するための措置については「大分市上下水道局電子納品運用ガイドライン【委託編】」によるものとする。「大分市上下水道局電子納品運用ガイドライン【委託編】」については、大分市ホームページ内に掲載している。

(<https://www.city.oita.oita.jp/o222/05dennshinouhinn.html>)

(7) その他

- ① テレビカメラは出来る限り管中心にセットし、管路内のビデオ撮影を行うこと。展開図の作成に当たっては歪の無いことが望ましい。
- ② 管路内調査は原則として上流から下流に向かって行い、上流管口部から下流管口部までを、途中カットすることなく連続撮影を行う。
- ③ 撮影に当たっては、適正かつ鮮明な映像を記録するようピント・光量を適切に調整すること。
- ④ 水没等により調査が不能になる場合には仮締切などを使用し、適正かつ鮮明な画像を記録するよう記録するよう努めること。
- ⑤ 調査データは専用ソフトにより展開図化し解析すること。
- ⑥ 異物の堆積等（土砂・ラード・モルタル類の堆積や、木の根の侵入、取付管の突出）によって調査不能と判断される場合は、反対側から再調査を実施すること。また状況によりテレビカメラ調査が困難な場合は委託者と協議すること。協議により、清掃工等の実施数量に変更が生じた場合は、変更数量に応じた契約変更を行う。
- ⑦ 本調査業務が、国の交付金対象事業となる場合は、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。
- ⑧ 成果品を納品後、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

第5章 緊急対応業務

緊急対応業務は、本件施設に関して、官民等からの緊急的な要望や問合せに対し、早急に対応（現場確認、初期対応（点検、調査及び清掃）等を基本とする。）することで安全で快適な生活に資することを目的に実施するものである。要求水準は以下のとおりとする。

5. 1 業務内容

（1）主な業務内容は以下のとおりとする。

- ① 官民等対応（業務内容の詳細は「5. 2 官民等対応」を参照）
- ② 調査清掃等対応（業務内容の詳細は「5. 3 調査清掃等対応」を参照）

（2）官民等からの緊急的な要望や問合せの第一報を委託者が受付し、必要に応じて受託者に官民等対応を要請するものとする。受託者は委託者からの指示を開庁日の8：30～17：15の間、受付可能な体制を整えること。また、管轄警察署及び他機関と協議により作業時間に変更が生じる場合は、委託者と協議すること。公道上で作業する場合の作業時間は、道路使用許可条件を遵守すること。

（3）緊急対応業務の参考数量（過年度実績）は別紙1の（3）に示す。年間毎の実施数量が参考数量と比較し増減があった場合でも、原則として契約変更は行わない。ただし、業務開始後、事前に予見不可能な原因によって業務内容等を変更する必要が発生した場合は、委託者と受託者で十分な協議を行い、双方の合意を得たうえで契約変更を行うこととする。

（4）緊急対応業務に使用する資機材は、受託者が調達し、常に点検し完全な整備をしておくこと。

（5）業務の実施に当たっては、施設情報の完全性を確保するため、下水道台帳との整合を確認すること。また、施設の機能障害及び事故等が直ちに発生する恐れが予測される場合は、速やかに委託者に報告すること。

（6）原則として、四半期ごとに「①官民等対応」及び「②調査清掃等対応」の実施結果を業務完了報告書としてとりまとめ、委託者に提出し、委託者の完了検査を受けなければならない。業務完了報告書の作成要領は業務準備期間中に委託者から説明を受けること。

5. 2 官民等対応

官民等対応は、官民等からの苦情・要望等の連絡に対し、現場確認、初期対応、情報の蓄積などの一次対応を行うこと。要求水準は以下のとおりとする。

（1）受託者は、官民からの要望・相談（マンホール騒音、臭気、蓋破損（公共・宅内）、管詰まり（公共・宅内）、陥没、舗装補修、ゴキブリ駆除等の依頼への対応をいうが、これに限らない。）、関係課からの依頼（緊急点検、事故対応、他工事等立会、関係課へ引継等の対応をいうが、これに限らない。）の内容に応じて、適切な一次対応を行うこと。

（2）一次対応が円滑に遂行できるよう、住民等に対する広報及び注意喚起等を実施すること。

（3）委託者から官民等対応の依頼を受付けた場合は、速やかに苦情等の原因調査を実施するとともに官民処置の見極めを行い、その内容を記録及び整理し、委託者の意思決定に資する資料として委託者へ報告すること。また、必要に応じて、要望・相談等のあった住

民に対して原因調査の結果及び処置の内容等を説明すること。

(4) 次の各号に従って作業を記録すること。

① 対応日報、経過観察項目、集計表及び記録図表等の報告様式を作成し、契約締結後に委託者の承諾を得ること。

② 対応記録写真の撮影はカラーで撮影し、作業年月日、異常内容、発生場所等を業務完了報告書にとりまとめること。

(5) 官民等対応の作業記録は、要望事項から対応結果までの情報をExcelデータで蓄積すること。

5. 3 調査清掃等対応

調査清掃等対応は、本件施設に係る維持管理及び問題等解決のために、委託者が指示する調査及び清掃等を行うことを目的とする。要求水準は以下のとおりとする。

(1) 調査については、診断や分析により対策などを検討し、修繕・改築工事の資料作成や下水道台帳への整合や反映を目的とする。テレビカメラ調査工、マンホール目視調査工等をいう。

(2) 清掃については、下水道管路施設の内部の堆積物若しくは異物を除去し、流下能力及び施設機能を確保することを目的とする。

(3) 作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。

(4) 土砂等の流下防止について、下流側に土砂等を流出させないように、止水プラグを施工しなければならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を請負者の責任で取り除くこと。

(5) 土砂等の積込み及び運搬について

① 受託者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。

② 運搬車両は、事前に委託者に届け出を行うこと。

③ 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散及び臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。

④ 積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。

⑤ 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

⑥ 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

(3) 機械による清掃作業

① 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管渠等を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

② 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、受託者で用意すること。

(6) 受託者は、次の各号に従って作業を記録し、調査及び清掃後の結果を整理し、報告すること。

- ① 管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- ② 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- ③ 業務記録写真の撮影は、作業件名、撮影場所、撮影対象、作業年月日、作業内容及び受託者の名称等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。
- ④ 業務記録写真は各業務の工程毎に順次整理し、委託者に提出すること。

第6章 その他

6.1 著しく賃金又は物価が変動した場合

委託期間内で契約締結の日から12月経過した後に日本国内における賃金又は物価の変動により委託金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

(1) 適用対象

- ① 工期が12ヶ月を超えること。また、複数回スライドを行う場合は前回スライド基準日以降12ヶ月を超えること。
- ② 残工期が基準日から2ヶ月以上であること。

(2) 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- ① 請求日：スライド変更の可能性があるため、委託者又は受託者が委託金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- ② 基準日：請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、7日以内で委託者と受託者とが協議して定める日とすることも可とする。
- ③ 残工期：基準日以降の委託期間とする。

(3) スライド協議の請求

委託者又は受託者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。委託者はスライド判定を行い、スライド協議の請求について判断すること。

(4) 委託金額の変更

- ① 賃金水準又は物価水準の変動による委託金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該委託に係る変動額のうち委託金額から基準日における出来形部分に相応する委託金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。なお、変動後の価格を算定する際に用いる労務単価等については、委託者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。
- ② 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増：増額スライド額

P1：委託金額から基準日における出来形部分に相応する委託金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

- ③ 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減：減額スライド額

P1：委託金額から基準日における出来形部分に相応する委託金額を控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP 1に相当する額

④ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

6. 2 業務の引継ぎ

業務準備期間及び業務引継期間における業務の引継ぎは、以下に示すとおりとする。

(1) 業務の引継ぎ方法

① 業務の引継ぎについて

ア 受託者は、業務準備期間により委託者から本業務に係る引継ぎを受けること。なお、委託者が実施する引継ぎの内容及び方法などに不備又は未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

イ 受託者は、業務引継期間に受託者の負担と責任により、次期受託者及び委託者へ本業務に係る引継ぎを行うこと。

ウ 受託者側の業務準備期間及び業務引継期間の業務引継行為等に係る費用は受託者の負担とする。

② 引継書の作成

ア 受託者は、業務引継期間までに、業務の引継書及び必要な資料等を作成し、委託者に提出すること。また、引継書を作成したときは、速やかに委託者に通知すること。

イ 委託者と受託者は、引継書等について速やかに協議し、引継ぎ内容を確認する。

ウ 引継書等に変更があるときは、変更する当事者が速やかに相手方に通知すること。

(2) 引継ぎ内容

① 業務準備期間に引継ぎする内容

ア 下水道台帳及び現場確認等による本件施設の位置等の把握

イ 施設機能等の確認

ウ 調査等の業務及び修繕等工事の履歴の把握

エ 把握している施設の異常内容、対応措置等の確認

オ 本業務において留意すべき特性、固有の状況及び課題等の把握

カ その他委託者又は受託者が必要とする事項

② 業務引継期間に引継ぎする内容

原則として、前号の業務準備期間に引継ぎする内容と同じとする。

(3) その他

引継ぎ実施に当たって疑義がある場合は、委託者及び受託者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決すること。

6. 3 廃棄物管理

(1) 本業務により排出される廃棄物については、「下水道法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守するとともに、悪臭発生により周辺環境に影響が及ばないよ

う適正に処分すること。

(2) 建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）等の関係法令により適切に処理すること。

(3) 本業務で排出される建設廃棄物を現場外に搬出して処理（再資源化施設、積み替え保管場所経由で最終処分）する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用すること。なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は業務完了報告書と合わせて提出すること。

(4) 処分に関する書類の作成については、委託者の指示に従うこと。

(5) 契約を締結した産業廃棄物処分場の事業許可証及び契約書の写しを委託者へ1部提出すること。また、委託運搬の契約を締結した場合も契約書の写しを委託者へ1部提出すること。

6. 4 その他

(1) 契約図書などの本業務に係る書類に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上当然必要なものは、受託者の責任と負担において処理すること。

(2) その他特に定めのない事項については、委託者と協議の上処理すること。

【別紙 1】業務概要

(1) 対象施設の数量 (令和 6 年度末時点)

対象施設は、委託者が所管する植田処理区内の下水道管路施設 (約 1, 457 ha) とし、その数量は以下のとおりである。

- ① 管きょ (汚水、雨水) 約 438 km
(内訳：分流式汚水 約 321 km、分流式雨水 約 117 km)
- ② マンホール (本体、マンホール蓋) 約 12,350 基
(内訳：分流式汚水 約 11,592 基、分流式雨水 約 758 基)
- ③ 取付管、公共ます 約 22,000 基

(2) 点検・調査業務の実施予定数量

業務内容	単位	数量	備考
テレビカメラ調査工	km/年	7.0	全処理区を対象とする。
マンホール目視調査工	基/年	240	全処理区を対象とする。
高圧洗浄車清掃工	km/年	6.3	全処理区を対象とする。

(3) 緊急対応業務の参考数量 (令和 6 年度実績)

業務内容	単位	数量	備考
官民等対応	件/年	93	植田処理区を対象とする。
調査清掃等対応			
清掃工	件/年	23	植田処理区を対象とする。
調査工	件/年	17	植田処理区を対象とする。

【別紙 2】 遵守法令等

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| 1. 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規 |
| 2. 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規 |
| 3. 消 防 法 | (昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規 |
| 4. 建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規 |
| 5. 建築基準法 | (昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規 |
| 6. 港 湾 法 | (昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規 |
| 7. 毒物及び劇物取締法 | (昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規 |
| 8. 道 路 法 | (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規 |
| 9. 下水道法 | (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規 |
| 10. 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規 |
| 11. 道路交通法 | (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規 |
| 12. 河 川 法 | (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規 |
| 13. 電気事業法 | (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規 |
| 14. 公害対策基本法 | (昭和 42 年法律第 132 号) 及び同法関連法規 |
| 15. 騒音規制法 | (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規 |
| 16. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規 |
| 17. 水質汚濁防止法 | (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規 |
| 18. 酸素欠乏症等防止規則 | (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規 |
| 19. 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規 |
| 20. 振動規制法 | (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規 |
| 21. 大分市環境基本条例 | (平成18年12月18日条例第50号) 及び同法関連法規 |

【別紙3】参考図書

- (1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (2) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）
（国土交通省）
- (3) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携（国土交通省）
- (4) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設維持管理積算要領－終末処理場、ポンプ場施設編－（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (11) 管更生の手引き（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (14) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (15) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (16) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き
（旧下水道管路施設腐食対策の手引き（案））（日本下水道協会）
- (17) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (18) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (19) 水理公式集（土木学会）
- (20) コンクリート標準示方書（土木学会）(21) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (22) 日本工業規格（JIS）
- (23) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針（JIS A 7501：2013）（日本規格協会）
- (24) 下水道用マンホール蓋（JIS A 5506：2018）（日本規格協会）
- (25) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (26) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (27) 道路構造令の解説と運用（国土交通省、日本道路協会）
- (28) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (29) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (30) 港湾構造物設計技術基準（日本港湾協会）
- (31) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (32) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）

- (33) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (34) 管きよの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (35) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (36) マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (37) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (38) 管きよ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (39) 管きよ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (40) 事例ベースモデリング技術を用いた雨天時浸入水発生領域の絞り込みに関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (41) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (42) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (43) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）
- (44) 下水道管きよ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携
- (45) 土木工事共通仕様書（大分県土木部）
- (46) 土木工事共通仕様書（大分市）
- (47) 下水道土木工事施工管理基準及び規格値（大分市上下水道局）
- (48) 下水道土木工事共通仕様書（大分市上下水道局）
- (49) 大分市下水道標準構造図（大分市上下水道局）
- (50) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省（現・国土交通省））

【別図1】位置図

